

# 令和5年定例第4回市議会会議録(第1日)

令和5年12月4日午前9時30分定例第4回市議会をみやま市役所議場に招集した。

## 1. 応招議員は次のとおりである。

|    |         |     |         |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 諸 富 正 也 | 9番  | 前 原 武 美 |
| 2番 | 三小田 智 裕 | 10番 | 上津原 博   |
| 3番 | 黒 田 清 隆 | 11番 | 荒 卷 隆 伸 |
| 4番 | 河 野 一 仁 | 12番 | 瀬 口 健   |
| 5番 | 森 弘 子   | 13番 | 中 尾 眞智子 |
| 6番 | 奥 菌 由美子 | 14番 | 中 島 一 博 |
| 7番 | 吉 原 政 宏 | 15番 | 宮 本 五 市 |
| 8番 | 古 賀 義 教 | 16番 | 牛 嶋 利 三 |

## 2. 不応招議員は次のとおりである。

な し

## 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

## 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

|        |       |    |        |
|--------|-------|----|--------|
| 議会事務局長 | 梶嶋 晋治 | 係長 | 高野 志乃扶 |
| 参与     | 田中 裕樹 | 書記 | 大木 新介  |

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

|               |        |               |        |
|---------------|--------|---------------|--------|
| 市長            | 松嶋 盛人  | 財政課長          | 大坪 康春  |
| 副市長           | 三重野 直美 | 企画振興課長        | 村越 公貞  |
| 教育長           | 待鳥 博人  | 秘書広報課長        | 久保井 千代 |
| 監査委員          | 河野 信祐  | 健康づくり課長       | 田中 聡美  |
| 総務部長          | 西山 俊英  | 福祉課長兼福祉事務所副所長 | 松尾 郁代  |
| 保健福祉部長兼福祉事務所長 | 盛田 勝徳  | 学校教育課長        | 末吉 建   |
| 市民部長兼市民課長     | 松尾 和久  | 農林水産課長        | 坂本 生治  |
| 環境経済部長        | 木村 勝幸  | 商工観光課長        | 猿本 邦博  |
| 建設都市部長        | 松尾 武喜  | 上下水道課長        | 前原 俊也  |
| 教育部長          | 藤吉 裕治  | 福祉課長補佐兼生活支援係長 | 松尾 一幸  |
| 消防長           | 北嶋 俊治  | 総務課人事係長       | 廣重 慶輔  |
| 総務課長          | 平川 貞雄  |               |        |

7. 付議事件は、次のとおりである。

- (1) 会期の決定について
- (2) 会議録署名議員の指名について
- (3) 監査報告について（例月出納検査）
- (4) 請願付託の報告について
- (5) 議案一括上程
- (6) 提案理由説明

- (7) 報告第7号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (8) 報告第8号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）
- (9) 報告第9号 令和4年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について
- (10) 報告第10号 令和4年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- (11) 認定第3号 令和4年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について
- (12) 認定第4号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (13) 認定第5号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- (14) 認定第6号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- (15) 認定第7号 令和4年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- (16) 議案第52号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (17) 議案第53号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (18) 議案第54号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (19) 議案第55号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- (20) 議案第56号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (21) 議案第57号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第4号）
- (22) 議案第58号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第5号）
- (23) 議案第59号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- (24) 議案第60号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

(25) 議案第61号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)

(追加日程)

(1) 仮議長の選任を議長に委任する件

---

午前9時31分 開会

○議長(牛嶋利三君)

ただいまから令和5年定例第4回市議会を開会いたします。

これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期の決定について

○議長(牛嶋利三君)

日程第1. 会期の決定についてを議題といたします。

本件は、先日の議会運営委員会において協議をしていただいておりますので、委員長の報告を求めてまいります。上津原議会運営委員会委員長お願いします。

○議会運営委員長(上津原 博君)(登壇)

改めましておはようございます。令和5年定例第4回市議会の運営につきまして、11月24日に議会運営委員会を開催いたしましたので、その内容について御報告を申し上げます。

第1に、本会議に付託されました案件は、報告4件、認定5件、議案10件でございます。

第2に、本会議の開催は、本日12月4日から12月19日までの16日間といたします。

第3に、その日程でございますが、日程につきましては既に皆様方に資料を配付いたしておりますので、御参照方よろしくお願い申し上げます。

第4に、審議方法についてでございます。

請願第8号につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

認定第3号から認定第7号までの5件につきましては、決算審査特別委員会付託といたします。

議案第52号から議案第55号までの4件につきましては、総務常任委員会付託といたします。

議案第56号につきましては、文教厚生常任委員会付託といたします。

議案第57号につきましては、即決といたします。

議案第58号から議案第61号までの4件につきましては、全体審議といたします。

また、説明員については、議案審議に必要な最小限での出席体制としております。

以上、議会運営委員会の決定の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、お諮りをいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの16日間にし  
たいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの16日間に決定をいたしま  
した。

**日程第2 会議録署名議員の指名について**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定によりまして、7番吉原政宏君、8番古賀義教  
君、兩名を指名いたします。

**日程第3 監査報告について（例月出納検査）**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第3. 監査報告について。

監査委員の報告を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

**○監査委員（河野信祐君）（登壇）**

皆さんおはようございます。それでは、恒例になります例月出納検査の御報告を申し上げ  
ます。

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月出納検査を実施いたしましたので、同条  
第3項の規定により、その結果を御報告するものでございます。

検査の対象といたしましては、みやま市の一般会計、特別会計及び公営企業会計に属する  
出納状況であります。

現金の出納及び保管につきましては、令和5年7月、8月、9月までの各月月末現在にお  
ける各会計別歳出簿の現金額、これは金融機関残高証明書及び支払証憑書類、その他関係諸  
帳簿と照合した結果、何ら非違事項も認められず、全て適正に処理されておりました。

以上、報告を終わります。

#### 日程第4 請願付託の報告について

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第4．請願付託の報告について。

請願第8号 国に対して、石綿建材製造企業による補償の措置と「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度確立を求める意見書提出を願う請願書について、紹介議員の説明を求めてまいります。8番古賀義教君。

##### ○8番（古賀義教君）（登壇）

今回のアスベスト請願についての説明をいたします。

令和3年5月17日の最高裁判所による判決により、建設事業者のアスベスト被害に対して被害防止の規制をすべきであったところ、これを怠った国の責任と、大手アスベスト建材製造業者10社の賠償責任が確定しました。

また、令和3年6月9日には、特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律、（略称）建設アスベスト給付金法を成立させ、令和4年4月1日より給付金制度の運用が開始されています。

判決により、原告に対しては個別に賠償がなされましたが、アスベスト建材製造業者からの特定石綿被害建設業務労働者等給付金等支払基金への拠出はなく、給付対象も制限されています。

今回、国に対し、石綿建材製造企業による補償の措置と（略称）建設アスベスト給付金法による救済対象の拡大、並びに石綿建材の除去費用等の助成制度の確立を求める請願書を提出するためにみやま市議会の理解を求めるものです。

なお、昨年12月に福岡県議会、9月に大牟田市議会において採択され、筑後市議会は今年の9月議会で採択されています。

以上、報告いたします。

##### ○議長（牛嶋利三君）

請願第8号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第5 議案一括上程

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第5．議案の一括上程を行います。

報告第7号から第10号までの4件、認定第3号から第7号までの5件、議案第52号から第61号までの10件を一括議題といたします。

#### 日程第6 提案理由説明

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第6. 市長の提案理由説明を求めてまいります。松嶋市長お願いします。

##### ○市長（松嶋盛人君）（登壇）

改めまして、皆様おはようございます。本日、ここに令和5年第4回みやま市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多用の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、本議会に提案いたします議案につきまして、御説明を申し上げます。

今議会に提案し、御審議をお願いいたします案件は、お手元に配付しております報告第7号 専決処分の報告についてから議案第61号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）までの19件でございます。

内訳といたしましては、和解及び損害賠償額の決定についての専決処分、一般会計継続費精算報告、健全化判断比率及び資金不足比率の報告など、報告案件が4件、令和4年度の一般会計決算及び特別会計決算についての認定案件5件、また、条例改正のほか、令和5年度一般会計予算等の補正についての議案10件を御提案いたしております。

詳細につきましては、後ほど担当より御説明を申し上げますので、よろしく申し上げます。

#### 日程第7 報告第7号

##### ○議長（牛嶋利三君）

日程第7. 報告第7号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

##### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

皆様おはようございます。報告第7号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、自動車事故に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年9月20日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、令和5年7月28日18時20分頃、瀬高町小川のみやま市消防本部消

防庁舎東側駐車場において、みやま市消防団上庄分団員が、上庄分団消防ポンプ自動車を駐車のため後進していたところ、消防ポンプ車の左後方ステップと既に左側後方に駐車していた普通乗用車の前方が接触し、普通乗用車の前方グリルと内部の装置が破損した上、ナンバープレートとバンパーが脱落したものであります。

この事故に係る損害賠償額を424,750円と決定し、相手側と示談いたしたところでございます。

なお、損害賠償額は、全国市有物件災害共済会の保険で補填いたしております。

以上、御報告申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

報告第7号 専決処分の報告について（専決第5号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

**日程第8 報告第8号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第8. 報告第8号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）説明を求めます。引き続き、西山総務部長お願いいたします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

報告第8号 専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、施設損壊等に係る和解及び損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により、令和5年10月27日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

概要を申し上げますと、令和5年10月3日午後2時40分頃、みやま市瀬高町下庄800番地1、みやま市立図書館南側の歩道において、市社会教育課職員が草刈り機を操作中に道路上の小石が図書館駐車場に駐車中の車両後部ガラスに直撃し破損させたものであります。

この事故に係る損害賠償額を105,105円と決定し、相手側と示談いたしたところでございます。

なお、損害賠償額は、全国町村会総合賠償補償保険で補填いたしております。

以上、御報告を申し上げます。



**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これで報告第8号 専決処分の報告について（専決第6号 和解及び損害賠償額の決定について）を終わります。

**日程第9 報告第9号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第9. 報告第9号 令和4年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について説明を求めます。西山総務部長お願いいたします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

報告第9号 令和4年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告につきまして、御説明申し上げます。

令和元年度から令和4年度までの4か年の継続費で整備いたしておりました総合市民センター建設事業につきまして、継続費の継続年度が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

令和4年10月に開館いたしましたみやま市総合市民センターMIYAMAXは、体育館機能を兼ね備えた多目的ホールをはじめ、文化・芸術、スポーツ・健康、子育て支援活動などに利用できる延べ床面積約5,900平方メートルの複合施設として整備いたしております。

支出済額の総額は、実績欄の支出済額の計のとおり、4,663,441,021円の決算額となっております。

以上、報告第9号 令和4年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告について説明を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第9号 令和4年度みやま市一般会計継続費精算報告書の報告についてを終わります。

**日程第10 報告第10号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第10. 報告第10号 令和4年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比

率の報告について説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

#### ○総務部長（西山俊英君）（登壇）

報告第10号 令和4年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、健全化判断比率と資金不足比率を議会に報告するものでございます。

健全化判断比率の4つの指標につきましては、健全化判断比率報告書の表中、上段の数値が本市の令和4年度決算数値、括弧書きの数値が早期健全化基準を示すものでございます。

まず、実質赤字比率は、普通会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、決算が黒字の場合はこの比率がありません。本市の令和4年度普通会計の決算は680,020千円の黒字で、実質赤字比率は該当ありません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした連結の実質赤字額の標準財政規模に対する比率で、本市の令和4年度決算における全ての会計の収支は、1,882,187千円の黒字となっており、連結実質赤字比率も該当ありません。

続いて、実質公債費比率は、債務負担行為などを含む実質的な公債費の決算額の標準財政規模に対する比率でございますが、令和4年度は前年度より0.7ポイント悪化し、5.3%となっております。

次に、将来負担比率は、普通会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率で、令和4年度は前年度より0.8ポイント悪化し、1.1%となっております。

続いて、資金不足比率について御説明いたします。

次のページをお願いいたします。

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であります。令和4年度決算の水道事業会計及び下水道事業会計については黒字となっており、資金不足比率は該当がありません。

本市の令和4年度決算は、いずれの指標も早期健全化の判定基準を大きく下回っており、健全な数値となっております。また、地方公共団体健全化法の規定により、監査委員の監査にも付しておりますので、申し添えます。

以上、報告第10号 令和4年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして説明を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

次に、監査委員の審査意見を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

それでは、令和4年度みやま市の財政健全化、上水道、また、下水道事業会計経営健全化審査の意見を申し上げます。

審査につきましては、健全化判断比率及び資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として、令和5年8月30日に実施をし、いずれも適正に作成されていると認められました。

なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率につきましては、早期健全化基準を下回っており、いずれも良好な状態でございます。

また、資金不足比率につきましても、先ほど西山部長からも御報告がありましたように、経営健全化基準を大きく下回っており、良好な状態でございます。

今後も早期健全化基準及び経営健全化基準を超えることがないように、財政の健全化に向けて努力していただくことを期待し、簡単ではございますが、令和4年度の健全化審査意見とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、別紙意見書を御高覧いただきますとありがたいです。よろしくお願いを申し上げます。

以上、報告を終わります。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これで報告第10号 令和4年度決算に基づくみやま市健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

日程第11～第15 認定第3号～認定第7号

○議長（牛嶋利三君）

日程第11. 認定第3号 令和4年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第15. 認定第7号 令和4年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの5件について、提案理由の説明を求めてまいります。

認定第3号から第7号まで、大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

改めまして、皆さんおはようございます。それでは、認定第3号から認定第7号まで、令和4年度みやま市一般会計及び各特別会計の決算認定について、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

なお、決算数値並びに主要な施策の成果の概要につきましては、令和4年度みやま市決算に係る主要な施策の成果説明書を基に申し上げます。また、決算数値につきましては、端数を切り捨て、万円単位で申し上げますので、よろしく願いいたします。今回初めてタブレットを使った説明となります。ちょっとゆっくり説明をしたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。少々また長くなりますが、よろしく願いします。

それでは、認定第3号 令和4年度みやま市一般会計歳入歳出決算の認定について御説明いたします。

成果説明書のほうに記載しております下のページ、4ページをお願いいたします。

4ページ、まずⅠ 決算規模・収支の状況でございますが、令和4年度みやま市一般会計の歳入決算額は24,800,650千円、歳出決算額は23,972,590千円となり、歳入歳出差引額は828,060千円でございます。これから翌年度に繰り越すべき財源148,120千円を差し引いた実質収支は679,930千円の黒字となっております。

歳入歳出決算額を前年度と比較しますと、歳入決算額はマイナス4.3%、歳出決算額もマイナス3.7%とそれぞれ減少しております。

続きまして、歳入決算の概要について、成果説明書、同じく4ページのⅡ 歳入の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款 市税の決算額は3,918,490千円、前年度比3.8%の増となっております。償却資産の増に伴い、固定資産税が増加したことなどが主な要因でございます。

続いて、2款 地方譲与税から12款 交通安全対策特別交付金までは、国、県からそれぞれの制度に基づき交付されております。

まず、2款 地方譲与税は、地方揮発油譲与税の減などにより、前年度比0.6%減の216,300千円、7款 地方消費税交付金は、個人消費の回復や物価上昇などによる消費税の増収により、前年度比0.6%増の824,130千円となっております。

次に、11款 地方交付税の決算額は、6,365,560千円と歳入全体の25.7%を占めておりますが、前年度と比較して65,080千円の減、前年度比マイナス1.0%となっております。臨時

財政対策債償還基金費の皆減による普通交付税の減によるものでございます。

続いて、15款．国庫支出金は、決算額5,099,550千円、前年度と比較して439,700千円の増、率にしてプラス9.4%の増となっております。これは高田小学校校舎建築に係る小学校施設整備費負担金の増などが主な要因でございます。

次に、16款．県支出金は、決算額2,410,120千円となっており、前年度比251,360千円、率にしてプラスの11.6%の増でございます。これは、強い農業づくり総合支援事業交付金や地域防災がけ崩れ対策事業費補助金の増などによるものでございます。

次に、18款．寄附金は、206,830千円の決算額となっており、前年度に対し90,290千円の減、マイナス30.4%となっております。ふるさと寄附金の減が主な要因でございます。

最後に、22款．市債は、決算額3,318,220千円、前年度比2,405,550千円の減、率にしてマイナス42.0%でございます。これは新ごみ処理施設整備事業債や総合市民センター整備事業債など、過疎対策事業債が大幅に減少したことが主な要因でございます。

続きまして、歳出決算について概要を御説明いたします。同じく成果説明書下のページ、21ページをお願いいたします。

21ページのⅢ 歳出の状況の表で御説明をいたします。

まず、1款．議会費は、決算額163,200千円、前年度に対し2,180千円の減でございます。議員共済会負担金の減が主な要因でございます。

次に、2款．総務費は、決算額3,596,700千円、前年度に対し851,130千円の減、率にしてマイナス19.1%の減となっております。これは総合市民センター建設費の減が主な要因でございます。

次に、3款．民生費は8,156,200千円の決算額で、前年度比285,240千円の増、率でプラスの3.6%となっております。国の物価高騰支援策である電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金や保育所等整備事業費補助金の増が主な要因でございます。

次に、4款．衛生費は、決算額1,520,340千円で、前年度比1,683,020千円の減、率にしてマイナス52.5%の大幅減となっております。新ごみ処理施設整備に伴います有明生活環境施設組合負担金の減が主な要因でございます。

次に、6款．農林水産業費は、決算額が1,843,500千円、前年度比295,740千円の増、率にしてプラス19.1%となっております。強い農業づくり総合支援事業交付金や江浦漁港泊地しゅんせつ工事費の増などによるものでございます。

続きまして、7款. 商工費は、500,840千円の決算額で、前年度比11,230千円の増、率でプラス2.3%でございます。プレミアム商品券事業補助金の増が主な要因でございます。

次に、8款. 土木費は、決算額1,944,970千円、前年度比417,930千円の増、率でプラス27.4%となっております。下庄雨水ポンプ場設備改修工事費や地域防災がけ崩れ対策工事費の増が主な要因でございます。

続きまして、9款. 消防費は、850,290千円の決算額で、前年度比99,990千円の増、率にしてプラス13.3%でございます。救助工作車購入費の増などによるものでございます。

次に、10款. 教育費は、決算額2,871,000千円、前年度比432,390千円の増、率でプラスの17.7%の増となっております。統合小学校建設事業費の増が主な要因でございます。

続いて、11款. 災害復旧費は、決算額781,560千円、前年度比51,790千円の減、率でマイナス6.2%の減となっております。令和2年及び令和3年豪雨によります災害復旧事業費の減によるものでございます。

最後に、12款. 公債費は、決算額1,732,880千円、前年度比117,720千円の増、率にしてプラス7.3%となっております。平成29年度借入れのバイオマスセンター整備事業の元金償還開始による増などが主な要因でございます。

以上、一般会計決算の状況を御説明いたしました。

引き続き、特別会計の決算状況について御説明をいたします。

認定第4号 令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。成果説明書は、下のページで272ページからでございます。

272ページ中ほど、令和4年度みやま市国民健康保険事業特別会計は、歳入決算額が5,777,830千円、歳出決算額が5,559,630千円で、歳入歳出差引額は218,200千円の黒字となっております。

273ページでございますが、前年度と比較しますと、歳入決算額合計で34,850千円の減、歳出決算額は140,040千円の増となっております。

同ページ上段、歳入決算額のうち、1款. 国民健康保険税は、被保険者数の減などにより、決算額979,490千円、前年度比25,150千円の減となっております。

また、歳出決算額のうち、3款. 国保事業費納付金の決算額は1,395,920千円、前年度比26,710千円の減となっております。

続きまして、認定第5号 令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認

定について御説明をいたします。成果説明書は280ページからでございます。

280ページの中ほど、令和4年度みやま市後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額698,410千円、歳出決算額695,570千円、歳入歳出差引額は2,830千円の黒字となっております。

281ページの上段になりますが、前年度と比較いたしますと、歳入決算額で29,270千円の増、同ページ下段の歳出決算額で28,530千円の増となっております。保険料収入及び広域連合納付金の増が主な要因でございます。

次に、認定第6号 令和4年度みやま市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について御説明をいたします。成果説明書284ページからでございます。

まず、介護保険事業勘定でございますが、第8期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の2年目に当たる令和4年度の歳入決算額は5,154,280千円、歳出決算額は4,949,590千円で、歳入歳出差引額は204,680千円の黒字となっております。

284ページ、下の表でございます。前年度と比較しますと、歳入決算額で24,290千円の増、次のページ、285ページでございます。上段の歳出決算額で108,560千円の増となっております。

続いて、成果説明書297ページをお願いいたします。

ページ中ほど、介護サービス事業勘定につきましては、歳入決算額24,710千円、歳出決算額12,170千円で、歳入歳出差引額は12,530千円の黒字となっております。

最後に、認定第7号 令和4年度みやま市用地特別会計歳入歳出決算の認定についてでございます。

成果説明書300ページでございます。最終のページでございます。

前年度に引き続き、用地取得は行っておりませんので、歳入決算額は80千円、歳出決算額ゼロ円、歳入歳出差引額は80千円の黒字でございます。

以上、認定第3号から認定第7号まで、一括して御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、認定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは監査委員の審査意見を求めてまいります。河野監査委員お願いします。

○監査委員（河野信祐君）（登壇）

それでは、決算審査意見を申し上げます。

令和4年度決算審査の対象は、みやま市一般会計歳入歳出決算から上下水道事業会計決算

までの7会計でございます。

水道事業及び下水道事業におきましては、9月議会で御報告申し上げておりますので、今回省略させていただきます。

決算規模といたしましては、一般会計と特別会計の合計額、決算規模、歳入決算額が36,455,996,518円、歳出決算額が35,189,578,082円となっております、一般会計、特別会計の全ての会計におきまして黒字決算となっております。

概要につきましては、決算審査意見書に記載をしておりますので、御高覧いただきたいと思います。

審査は、一般会計及び特別会計を8月18日から9月5日のこの期間に実施をし、全ての課について決算書及び成果説明書を中心に行いました。

その中で主なものを御報告させていただきます。

まず1番目に、市税の徴収でございますが、前年度と比較して0.1%増加し、97.1%と良好な状態にあります。今後も収入未済額の解消に向けては、なお一層の努力を望むものでございます。

2番目に、予算の流用及び充用でございます。いずれも関係法令に基づいた適正な執行がなされておりますが、予算編成に当たりましては、より慎重を期されることを望むものであります。

3番目に、不用額についてでございます。不用額については、経費節減に伴うものもありますが、新型コロナウイルス感染予防対策に伴うものが多く見受けられました。今後も引き続き事業内容を十分に精査した上で、予算を計上するよう努めていただきたいと思います。

4番目に、その他でございますが、補助金等を交付する際は、事業内容を精査し、事業効果の確認も引き続き行われることを望みます。また、子育て支援等については、近隣市になような新たな事業を引き続き検討され、事業の周知にも注力されることを望みます。

5番目に、国民健康保険事業特別会計についてでございますが、少子高齢化や医療技術の高度化などにより、医療費は増加傾向にあります。国保財政は厳しい状況でございます。今後も医療費の抑制と保険税収入の確保を図る努力を望むものであります。

以上で、決算審査意見の御報告を終わります。

**○議長（牛嶋利三君）**

ただいまから令和4年度の決算審査に入りますが、今後、14名で構成する決算審査特別委



員会を設置し、審査することにしておりますが、質疑については簡潔にお願いをいたします。

質疑は、認定第3号から認定第7号まで通して行います。

これより質疑を行ってまいります。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

それでは、お諮りをいたします。認定第3号から認定第7号までの5件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、認定第3号から認定第7号までの5件は、14名の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託をして審査することと決定をいたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定によりまして、議長において、1番諸富正也君、2番三小田智裕君、3番黒田清隆君、4番河野一仁君、5番森弘子君、6番奥藺由美子君、7番吉原政宏君、8番古賀義教君、9番前原武美君、10番上津原博君、12番瀬口健君、13番中尾眞智子君、14番中島一博君、15番宮本五市君、以上14名の諸君を指名いたします。

#### 日程第16 議案第52号

○議長（牛嶋利三君）

日程第16. 議案第52号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第52号 みやま市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、期末手当について、年間3.3か月であったものを0.1か月引き上げ、年間3.4か月に改定するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行ってまいります。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第52号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第17 議案第53号

○議長（牛嶋利三君）

日程第17. 議案第53号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めます。西山総務部長お願いいたします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第53号 みやま市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、条例の改正をお願いするものでございます。

具体的には、先ほど御説明いたしました議案第52号と同様に、期末手当について、年間3.3か月であったものを0.1か月引き上げ、年間3.4か月に改定するものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がありませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第53号は総務常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第18 議案第54号

○議長（牛嶋利三君）

日程第18. 議案第54号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。引き続き、西山総務部長お願いします。

○総務部長（西山俊英君）（登壇）

議案第54号 みやま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提

案理由の御説明を申し上げます。

本件は、本年8月に国家公務員に対し出された人事院の給与勧告に対し、国においても関係法律の改正がなされたことに伴い、これまでも人事院勧告に準拠して給与改定を行ってきた本市の経緯を踏まえ、条例の改正をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、人事院勧告に基づき、本年4月1日に遡って給料表を改正するとともに、期末手当については、年間2.4か月であったものを0.05か月引き上げ、年間2.45月にし、勤勉手当については、年間2か月であったものを0.05か月引き上げ、年間2.05か月とするものであります。これに伴い、期末・勤勉手当の支給月数は年間4.4か月から4.5か月となります。

以上の内容につきまして、給料表の改定は令和5年4月1日から、期末・勤勉手当の引上げについては令和5年12月1日からそれぞれ適用するものであります。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第54号は総務常任委員会に付託をいたします。

**日程第19 議案第55号**

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第19. 議案第55号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。西山総務部長お願いします。

**○総務部長（西山俊英君）（登壇）**

議案第55号 みやま市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、会計年度任用職員への給与等について、国家公務員の給与に準じ適正化を図るほか、地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となったことから、関係する条例につきまして改正を行うものでございます。

改正の主な内容は、第1条で給料表の改正を行うほか、第2条以下につきましては、育児

休業中の職員で、基準日以前6月以内に勤務した期間があります会計年度任用職員及び公営企業会計の会計年度任用職員について、勤勉手当の支給対象とするよう改正を行うものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

これより質疑を行います。通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第55号は総務常任委員会に付託をいたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

午前10時36分 休憩

午前10時51分 再開

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩前に引き続き会議を再開してまいります。

#### 日程第20 議案第56号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第20. 議案第56号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明を求めてまいります。藤吉教育部長お願いします。

**○教育部長（藤吉裕治君）（登壇）**

議案第56号 みやま市教育職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、みやま市一般職の任期付職員の採用に関する条例の規定に基づき、任期を定めて採用しております教育職員の給与等について、適正化を図るため、福岡県の人事委員会勧告に準じ、条例を改正するものでございます。

現在、本市では、中学校での少人数学級を推進するために、任期を定めて教育職講師を任用しております。

この講師は、教諭免許を取得し、教育に関する専門的な知識、経験や優れた識見を活用して遂行する業務を行っているため、福岡県の教育職の給与に準じた給与とすることが適当と考えるものでございます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

これより質疑を行います。通告がございませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第56号は文教厚生常任委員会に付託をいたします。

#### 日程第21 議案第57号

○議長（牛嶋利三君）

日程第21. 議案第57号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の説明を求めてまいります。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第57号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第4号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は114ページからでございます。114ページをお願いいたします。

令和5年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算にそれぞれ330,700千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21,290,886千円といたしております。

まず、歳入予算について御説明をいたします。

119ページをお願いいたします。

15款2項1目の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金330,700千円は、歳出予算と連動し計上いたしております。国10分の10の補助事業でございます。

引き続き、歳出予算の主なものについて御説明をいたします。

次のページ、120ページをお願いいたします。

3款1項1目、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業費は、物価高に直面し、特に家計への影響が大きい低所得世帯に対して、1世帯当たり70千円を給付するもので、1節の一般事務員報酬579千円、12節の電算システム改修委託料2,541千円などの事務費のほか、18節の物価高騰対応重点支援給付金322,000千円を計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行います。質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。  
質疑に当たりましては、会議規則第55条の規定のとおり、全て簡明に行い、議題外の内容及び自己の意見を述べるようお願いをいたします。

まず歳出、3款1項1目、物価高騰対応重点支援給付金に対する質疑を行ってまいります。  
9番前原武美君。

**○9番（前原武美君）**

それでは、3款1項1目の物価高騰に伴う重点支援の給付金についてお伺いします。その中で、今回の補正予算の執行時期と意義についてを改めてお伺いします。

この議案につきましては、今回提案されておりますが、今日における急激な物価高騰に伴う国からの全額交付金により支給されるものでございます。そのためには、執行部からは、今回、市民生活の安定を図るために早急なる支援を行いたいという旨で今議会に提案され、審議方法は即決でお願いしたいという旨の申入れがなされております。

その申入れに対しまして、議会運営委員会のほうでは審議をなされた中で、この議案第57号として提案されてありますが、今回お尋ねしたい分が、じゃ、これが今議会で議決された後に、議決後のスケジュールについてはどのようになっているのかを具体的に説明をお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

松尾福祉課長兼福祉事務所副所長。

**○福祉課長兼福祉事務所副所長（松尾郁代君）**

前原議員の御質問にお答えいたします。

議案第57号、補正予算（第4号）につきましては、物価高騰に直面する低所得世帯への支援を目的とし、早急に給付を行う必要があることから、即決をお願いしているところでございます。

具体的なスケジュールでございますが、議決いただきましたら、確実に非課税世帯と判定できる世帯につきましては、早急に通知書を発送し、年内給付を行います。早急に事業に着手し、対象世帯の皆様適切かつ確実に給付できるように努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

**○議長（牛嶋利三君）**

9 前原武美君。

○9 番（前原武美君）

今ありましたように補正で緊急にという言葉を出されましたとおりで、年内にということは確実に実行していただきたいと思っております。システム等はもう準備されてあると思いますので、あとは執行だけでございますので、執行を速やかにやって、生活支援に対して支給をお願いしたいと思います。

といいますのも、前回、全戸に対しまして経済支援3千円やっておりますが、まだまだ未執行部分があると思います。こういった分は、これも同じく補正で執行された分でございます。補正というのは、緊急分が補正でございますので、そういった分は、今回出されてあります低所得者に対しましては、システムを改修してすぐ年内支給できるという答弁でございますが、片方では、全戸に対する支給についてはまだ完全執行はなされておられません。そういった分を含めたところで、補正予算という意義を十分御理解された中でしていただきたいというふうに思っております。今回の分は、速やかなる年内支給をお願いします。

今答弁がありますように、緊急に予算執行するために提案されたものと私は理解しておりますし、年内支給ということで、ありがたい提案だなというふうに思っております。

先ほど言いますように、補正予算とは、緊急災害等の経費とか、今回のような低所得者支援という分が緊急に執行を要するという部分でございますが、一方では、政策予算という部分も補正の中では上がってくると思います。お尋ねしたいんですが、補正予算に対する私のこの認識、先ほど言います災害等の緊急、そして、政策予算とかございますが、補正予算に対する意義といいますか、これについては今回も含めたところでお伺いしたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

私のほうから、前原議員の質問にお答えさせていただきたいと思えます。

補正予算の意義ということでございます。

一般論的な話に少しなりますけれども、地方自治体の予算といいますものは、当初予算、年度当初の4月から3月までの当初予算があくまで原則という形になろうかと思えます。

ただし、前原議員おっしゃったように、災害等の緊急の予算とか、今回もちょっと12月に

お願いしております不足が生じたような不足分の予算といったものは補正予算という形で議会のほうに提案をさせていただいておるところでございます。

また、この補正予算については、先ほどからもありましたとおり、次の議会とか、次の当初予算とかを待たずに急いでやるというのがやはり原則かなと思っておりますので、認識のほうは、私どもはそういうふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

9 番前原武美君。

○9 番（前原武美君）

私の認識と同じようでございます。補正予算とは、当初予算以外に緊急に処理する分が補正予算というふうに認識しておって、提案される分についても我々は判断をしているところでございます。

しかしながら、そう言いながら、先ほどありましたように、補正予算は次の議会を待たずに執行するために補正予算というふうにあるんですが、最近を見ますと、実際は補正予算が可決したにもかかわらず執行されていないという案件が見受けられます。このことについては、この補正じゃなくして、明日の私の一般質問の中で改めて執行部のほうにお尋ねしたいというふうに思っていますので、意義については今説明がありましたとおりと私は理解します。

それで、今回の57号につきましては、先ほども説明されましたように、低所得者に対する年内支給を確実にやりたいという分の説明がありましたので、どうぞこれが間違いなく支給されるように、大変でしょうけど、事務のほうをよろしくお願いして終わります。ありがとうございます。

○議長（牛嶋利三君）

以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに物価高騰対応重点支援給付金に関する質疑等がありますか。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

関連質問でございますね。

○議長（牛嶋利三君）

はい。



○12番（瀬口 健君）

関連質問でございますので、この57号について1回しか聞けませんので、的確な答えをお願いします。

この件については、前回30千円支給の追加分ということで70千円、この30千円支給のときの支給率、100%ではないというふうに感じております。このことを踏まえますと、何らかの工夫が必要じゃないかなと。やっぱり30千円、70千円、合計100千円、こういったものはもう非常に重要なお金でございまして、支給率が100%行っておらんという中で、100%とはいかんかもしれんですけど、理由が幾つかあるようでございます。

だからこの工夫が必要と思いますので、その工夫はどういうことを今の時点で、年内とおっしゃっていますので、もう早急なことでございますので、どういうふうにして100%近い方への支給を考えてあるのかと。支給できなかった理由を含めて説明をお願いしたいというふうに思います。

それと、この電算システム改修委託料、今回2,500千円ですね。こういうふうな事案が生じたときには必ず電算の改修費用というのを、システム改修というのが必ず出てきているんですよ。当初予算では数千万円の委託になっていると思うんですが、それで、コロナから物価高騰云々、こういう支給をするために電算システム保守改修という費用が生じております。これはなぜかと。しょっちゅうやらにやいかんのですかと。年間合わせりゃもう10,000千円ぐらいはなるんじゃないかというふうに思うんですが、それが1つですね。今は分かったですかね、何でせやんかということですよ。

それと、この費用、この2,500千円とか、今までも百数十万円とか、そういうふうなことで予算を計上されるんですが、これはどこが出しよつとですかね。委託業者さんがこれくらいかかりますよと言って、それをそのままやってあるというふうに私は理解しております。何でかという、決算のときに費用がマイナスになったことは、これはまずないんです。委託業者さんの言いなりですかどうですかというのも含めて、今の3点お聞きしたいんですよ。よろございますか。

○議長（牛嶋利三君）

松尾福祉課長兼福祉事務所副所長。

○福祉課長兼福祉事務所副所長（松尾郁代君）

瀬口議員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、30千円の方で100%支給できていない状況と、今後、70千円を給付するに当たりどのような工夫をという御質問でございます。

6月の議会で議決いただきました非課税世帯30千円給付につきましては、給付率が約95%となっております。給付できていない約5%の世帯につきましては、受け取りを辞退された世帯や宛名・宛先不明で通知が届かなかった、また、そういう方々のほかに、課税基準日に他の市町村にいらっしゃった方や未申告の方、振込口座が不明の方などへ通知を送っておりますが、その通知で再度連絡等をしていただいても回答が得られなかった、そういった世帯が多く見受けられております。

本議会で議決をお願いしております非課税世帯70千円を給付する事業につきましては、前回の30千円の給付金と同様に受け取りを辞退される方があれば、そういった100%給付というのは厳しいのではないかとこのように考えております。

しかしながら、前回このように給付できなかった世帯の課題等、今しっかり分析もしているところでございますが、どなたにでも理解いただけますように、まず、通知等の内容、そういったところを十分配慮しながら周知を行い、その後、そういったなかなか答えが返ってこないような世帯については、できる限り市内各課の情報等を得ながら最後まで対応していきたいというふうに考えております。いずれにしても、しっかり給付できますように、市として精いっぱいやってまいりたいというふうに思っております。

2点目の電算システム改修、これが度々こういう給付金の事業があるたびに出てくるが、その理由はというところでございますが、今回お願いしております給付事業に関しましては基準日、それから、支給対象要件を新たに設定するという必要がございます。これによりまして、新たなプログラムの構築が必要となりますので、電算システムの改修委託の予算をお願いしているところでございます。その点はぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

この金額につきましては、現在委託をしておりますシステム会社のほうから見積りをいただいて、内容を担当課のほうで精査をいたしまして金額を計上しているところでございます。やはりプログラムを構築して、市の電算の中に反映させる間のいろんな、人件費でありましたり、プログラムの取得費でありましたり、そういったものになりますので、最小限の経費でというお願いはいたしますが、結果的にはシステム会社からの見積りを中心として予算を計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

よろしいでしょうかね。

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

3問目のシステム会社のほうとどういう交渉をしているかというか、金額の交渉の話かなと思いますけれども、こちらについては、もうシステム会社は決まって随意契約でやっているのは間違いありませんけれども、価格の交渉は行っておりまして、見積書を一度取りまして、さらに価格の交渉をして、少しでも安く、安価にという交渉は行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑もないようでございますので、これで質疑を終わります。

議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第57号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第57号を採決いたします。この採決は起立によって行まいります。

議案第57号は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（牛嶋利三君）

起立多数であります。よって、議案第57号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決をされました。

日程第22 議案第58号

○議長（牛嶋利三君）

日程第22. 議案第58号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第58号 令和5年度みやま市一般会計補正予算（第5号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書126ページからでございます。少々長くなりますが、よろしくお願いたしたいと思っております。

令和5年度みやま市一般会計補正予算（第5号）は、歳入歳出予算にそれぞれ792,874千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22,083,760千円といたしております。

まず、130ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございますが、歳出予算に連動し、2つの事業を追加し、過疎対策事業債の限度額を変更いたしております。

続きまして、歳入予算の主なものについて御説明申し上げます。

133ページからでございます。

11款1項1目の普通交付税122,920千円は、一般財源を調整し、追加をいたしております。

続いて、134ページをお願いいたします。

15款1項1目の障害者自立支援給付費負担金74,000千円及び障害児通所等支援給付費負担金44,500千円は、歳出予算と連動し予算計上いたしております。どちらも補助率2分の1でございます。

次に、飛びまして136ページをお願いいたします。

16款1項1目の民生費県負担金も国庫負担金と同様で、補助率は4分の1でございます。

次に、137ページでございます。

16款2項4目の農林水産業費県補助金52,687千円は、歳出予算と連動し、それぞれ計上をいたしております。

次に飛びまして、140ページをお願いします。

20款1項1目、前年度繰越金403,267千円は、一般財源の額を調整して計上いたしております。

次に、141ページでございます。

22款、市債でございますが、歳出予算と連動し、山間地基盤整備事業債を15,000千円、用排水路整備事業債を4,500千円及び過疎対策事業債を8,500千円それぞれ追加いたしております。

続きまして、歳出予算について御説明をいたします。

まず、歳出予算全体を通しまして、人件費の補正を計上いたしております。人件費の補正は、令和5年の人事院勧告を反映し、所要額を計上いたしております。また、それに合わせて、職員の人事異動や育児休業分などを反映させ積算をいたしております。

ここからは、議案書に添付しております一般会計補正予算(第5号)の資料を御覧いただきたいと思っております。

181ページをお願いいたします。

ここでは、特別職についての補正内容、次の182ページでは、一般職についての補正内容を記載しております。

182ページをお願いいたします。

ページの最下段となりますが、一般職の補正額は、一般会計及び各特別会計の合算で、62,441千円の増といたしております。

それでは、人件費補正以外の歳出予算の主なものにつきまして、予算書に戻りまして御説明をいたします。

144ページをお願いいたします。

2款1項9目の財政調整基金積立金は、財政調整基金条例に基づき350,000千円を追加いたしております。

次の10目、番号制度システム整備委託料9,000千円は、氏名の振り仮名法制化に伴うシステム整備委託料でございます。

次に飛びまして、148ページをお願いいたします。

148ページ下段の3款1項4目、障がい福祉サービス費148,000千円は、生活介護サービス事業や就労継続支援事業が不足する見込みのため追加補正をするものでございます。

次に、149ページをお願いいたします。

149ページ上段の障がい児支援サービス費は、放課後デイサービス費等が不足する見込みのため、89,000千円を追加いたしております。

次に飛びまして、154ページをお願いいたします。

154ページ下段の6款1項3目、水田農業DX推進事業費補助金19,114千円は、水田農業における農業用ドローンなどの機械導入経費の一部を補助するものでございます。

次に、155ページでございます。

ページ上段の堆肥利用拡大によるワンヘルス推進事業費補助金17,780千円は、化学肥料の低減につながる堆肥の利用拡大を推進するため、堆肥製造機械等の導入経費を補助するものでございます。

また、次の園芸農業DX推進事業費補助金は、園芸農業において、生産、販売管理の効率化を図るため、JAみなみ筑後のアスパラガス自動荷受け・選別システム導入に対し補助するもので、20,648千円を追加いたしております。

ページ中段の7目、農村地域防災減災事業負担金4,500千円は、三池干拓水路改修事業の県負担金、次の農地中間管理機構関連農地整備事業負担金15,000千円は、山川町甲田地区の山間地基盤整備事業における県負担金をそれぞれ追加いたしております。

次に飛びまして、159ページをお願いいたします。

8款2項2目の道路維持工事費は、舗装の傷みが進んだ市道の補修工事費7,000千円を追加いたしております。

次に、161ページでございます。

8款5項1目の修繕料は、市営住宅においてシロアリ被害や給水ポンプ修理など、緊急を要する修繕が必要となるため、2,000千円を追加いたしております。

次に飛びまして、167ページをお願いいたします。

167ページ上段、10款3項2目の教材用備品購入費1,000千円は、昨年度の個人からの寄附金を活用し、高田中学校の教材用備品を整備するものでございます。

最後に、飛びまして171ページをお願いいたします。

11款1項2目の災害復旧工事費9,500千円は、女山林道復旧工事の中で地盤改良が必要となったため追加補正をするものでございます。

なお、詳細な内容につきましては、178ページ以降の資料に記載をしておりますので、御

参照いただきたいと存じます。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。質疑の通告がございますので、発言を許可いたします。

議案書182ページ、人件費の状況のうち、時間外勤務手当に対する質疑を行ってまいります。

まず、14番中島一博君。

**○14番（中島一博君）**

それでは、182ページの人件費の状況について、時間外勤務手当、1点目、真ん中ほどにありますけれども、令和5年度の補正予算35,100千円一応予算組んでありますので、私、昨年12月とどれぐらい違いがあるのかなとちょっと調べておりましたところ、昨年12月の時間外勤務手当、補正で26,528千円予算計上してあったんですけど、当初予算と足したら、ここには142,854千円と載っているんですけど、私が計算したところ143,454千円で、600千円計算が間違っていたので、その合計の12月補正後の額と12月の26,528千円、何で違っているのか、ちょっとその説明を1点目お願いします。

それと2点目は、35,100千円、年間にして4倍したら約140,000千円載っているんですけど、その詳細な内容というのか、水曜日はノー残業デーということも聞いておりますけど、その水曜日のノー残業デーにもかかわらず残業してあるという話も聞いております。どこの部署が多いのか、ちょっとこれは補正予算をずっと計算しよったら頭が痛くなったのでやめておりますけど、分かる程度でいいですので、教えてください。一応最初の2点だけお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西山総務部長。

**○総務部長（西山俊英君）**

1点目につきましては、私のほうから説明させていただきます。

議長のほうにお願いがあるんですが、1点目を説明する上で、昨年12月議会の人件費の資料を議員の皆様方に配付したいと思っておるんですが、よろしいでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

もうそのほうが説明もしていただくとに理解しやすかと思えます。

○総務部長（西山俊英君）

ありがとうございます。

〔資料配付〕

○議長（牛嶋利三君）

西山総務部長。

○総務部長（西山俊英君）

それでは、説明をいたします前に、冒頭おわびを申し上げます。

中島議員のほうから御指摘をいただきました600千円違うというふうなところにつきましては、資料の中身が間違っております。まずおわびを申し上げます。

それでは、内容の説明に行きます。

今お手元にA3判の資料を配付させていただきましたが、左側の分が昨年12月議会で提出いたしました資料でございます。そして、右側のほうが訂正をいたしました資料でございます。誤りの箇所は御指摘がありました時間外勤務手当のところでございます。

この資料を作成するに当たりまして、まず、財務会計システムからこのデータの抽出を1回いたしました。そのデータに中身の誤りがありましたから、再度データを抽出し、正しいデータをその分を基にこの資料を作成したわけでございますけれども、ここの時間外勤務手当、補正前額116,926千円、それと、12月補正後の額142,854千円、この2つの数字につきましては、一番初めに抽出をいたしました誤ったデータ抽出の数字をそのままここに記載をしておりました。12月補正増減の額26,528千円、この分は合っていたわけでございますけれども、この内訳としたものが、第1回目に抽出したデータの誤り数値をそのまま残しておりました関係で間違いということでございます。本当に申し訳ございませんでした。

ですので、正確な数値につきましては、右側の資料の補正前の額が116,123千円、12月補正後の額が142,651千円、これが正しい数値ということになっております。それに付随いたしまして、職員手当の合計額、さらには最終的な合計額の数値も誤りが生じておりますので、その分も併せて下線で訂正をしております。

このような事務処理、記載ミスが生じたことにつきまして、深くおわびを申し上げます。申し訳ございませんでした。



○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

1点目につきましては、本当に申し訳ございませんでした。

2点目につきましては、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

まず、増額の詳細な内容ということでございますけれども、時間外勤務手当の増額分といたしまして、一般会計で約32,000千円、そして特別会計を合わせまして約3,000千円の増額補正をお願いしておりますところでございます。

特別会計につきましては、そのほとんどが介護保険事業会計で約3,000千円ということで、一般会計と特別会計合わせまして今回35,000千円をお願いしているところでございます。

一般会計の中では、2款のほうになりますけれども、市民講座やワンヘルスフォーラム等のワンヘルスの推進に係る業務、こちらをはじめ、コロナ交付金に係る業務への対応、そして、DXの推進やネットワーク機器の更新に係る業務及び各種計画策定業務等に対応を見込ませていただいております。

また、3款につきましては、物価高騰に伴う生活支援事業、また、コロナ禍で延期になっておりました障がい支援区分の認定調査に係る業務などがございます。

4款につきましては、環境保護の観点からのワンヘルス事業推進に係る業務といたしまして、先日行われておりましたゼロカーボンマイスターの関連、また、地域循環共生圏プラットフォーム事業等がございます。

特別会計、介護保険事業会計につきましては、こちらもコロナ禍で自動更新になっておりました介護認定業務、これに併せて新規の申請も大変増加しているというふうに聞いております。こちらへの対応、また、第9期みやま市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務等ということで増になったところがございます。

どこの部署が多いかということでございますけれども、先ほど御説明した関連の部署で、総務部、そして保健福祉部、環境経済部ということでございます。

時間外勤務の縮減に向けた取組といたしまして、これまで御説明してきましたとおり、全ての課に対しまして時間外縮減のヒアリングを実施し、各課の実態把握、事務事業の見直しなどを行うとともに、必要人員の配置検討や組織機構の見直しなどに取り組んでおりますが、なかなか縮減を果たしていないところがございます。もちろん、今回35,000千円お願いいた

しますけれども、今後もできる限り時間外勤務を縮減するように努めてまいります、予算が不足して手当の不払い等が発生しますことはあってはなりませんので、今回増額の補正をお願いするものでございます。どうぞ御理解をお願いいたします。

以上です。（「本当は水曜日がノー残業デーやけど、残業している方もおってある部分」と呼ぶ者あり）

今御指摘のとおり、水曜日につきましてはノー残業デーということで、17時勤務終了の後に総務課のほうで庁内放送をやって、本日はノー残業デーだということで、直ちに緊急じゃない場合については退庁するようということ周知をしておるところでございます。

またあわせまして、今毎日実施しております終礼というのも各課で行っておりまして、その中で時間外についても所属長のほうがしっかり把握をして、緊急性がない分についてはやめていくというようなことでやっておるんですが、先ほど言われましたように、水曜日に対してやっぱりどうしても期日の関係とかでやらなければいけないという部分については、私どものほうに各課のほうから協議がなされて実施をしていることも事実でございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

年間140,000千円、結局、時間外手当がかかっているんですけど、民間の経営だったら、利益をいかにして出すかは売上げを上げにやいかんわけなんです。その代わり経費を下げる。時間も減らさんなら利益が出ないんですよ。そういった意味で、この140,000千円というのはどういうふうな財源で上がって、支払いとかは、民間の経営感覚なんですね。ちょっと私はよく分からないから、この財源はどこから140,000千円というのは支出されるのか。

○議長（牛嶋利三君）

大坪財政課長。

○財政課長（大坪康春君）

財源はということですが、時間外の中でも、例えば、先ほどありました70千円の給付の時間外とかいった分は、実は国から補助金が参ります。そういった補助金が参る時間外もあれば、おっしゃるとおり大多数は市の一般財源で時間外手当を出しているというところかなというふうに思っております。ちょっと詳細の内訳までは分かりませんが、そういったとこ

ろでございます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

14番中島一博君。

○14番（中島一博君）

今合併して16年目になりますけど、予算額が65億円増えておりますし、市債が118億円増えております。それで、基金は37億円増えているんですけど、民間の会社だったらこの数字を見て市長どう思われますか。

それと、できれば今後は経営感覚を持って、財源がなかったら市政運営もできないんですよ。多分、市長は自らマニフェストで給食費を出してあったけど、財源がないから、市長のマニフェストは全額は通っていないでしょうが。そういった意味で、今後は経営感覚を持って市政運営をしていただきたいと思いますが、先ほどのこの数字を見て、市長としてどう考えてあるのか、お願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答えいたします。

残業が多いことについては、私も非常に憂慮している部分はございます。ですが、市民サービスをしっかりやっていくためには職員の健康もしっかり守っていかないといけないという思いもございまして、今後、また残業の縮減に向けてしっかり努めてまいりたいと思っておりますし、職員の健康維持に鑑みましても、ぜひそれは今後また努めてまいりたいと思っております。

以上です。（「予算額を、市債と基金のこの数字見てどう思われますか」と呼ぶ者あり）

当初予算ではこれぐらい必要であろうということで予算を組んでいるわけでございますけれども、コロナ禍等々、それから、物価高騰等とかいろんな部分で、この3年ちょっと非常に業務も増えてきたというようなことは事実でございます。

その中でも経営感覚として、歳入をしっかりと増やす、そして、歳出を極力減らすということは議員おっしゃるとおりだと思いますけれども、行政の立場としましては、市民サービスをまず優先にと思っておりますので、あと、歳入歳出等も含めながらしっかり見てまいりた

いと思います。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

このことに対する関連質問ですよね。誰かありますか。失礼しました。12番瀬口議員が通告してあっですね。12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

同じところでございます。58号、182ページですかね。

先ほどの中島議員とのやり取りでほとんど分かったわけですが、重複するかもしれませんが、別の方向からちょっとお聞きをいたします。

この時間外勤務手当については、ずっと前から予算、決算あるたびに議会のほうから重要な指摘事項として指摘してきておるわけですよ。これはお分かりですよ。にもかかわらずその方向性が見えんと。そしてまた、前回の9月議会で私の勧奨退職者の増加についての中でも超過勤務が原因ではないかということをお願いしております。予算、決算、その都度精査し、改善をしていくというようなことはもうずっと聞いておる。予算、決算は1年に2回あるわけですよ。もう何年でん昔からです。そして、先ほど言いました、前回9月の私の一般質問の中でも、事務事業の見直しを行い時間外の縮減を図っていくというような回答を得ておりますが、一向にその兆しが見えんと。先ほど中島議員の質問の中で同じような回答をされるだろうと思いますが、それはどういうことかというのをちょっとお聞きしたい。

それと、本当に改善する、本気でそれに対しての対策を取られるのかどうかというのは非常に疑わざるを得ませんが、今さっきの答弁等を聞きますと相当な覚悟があるみたいでございまして、その具体的な対策、これを絶対お聞きいたしたいと思います。まず2点、一向に改善が見えんとは何かと。先ほどの回答から見れば相当な決意をうかがわれますが、なら、具体策はどげんですかと。もっとシビアにお答え願えませんか。もうこれは1億何千万円ですよ。これを何年前から言いよりますかと。今さっき言いましたように、1年に2回、予算、決算。そのたびに精査し改善をしていく、事務事業を見直すとか、そういう言葉で来られておりますが、その兆しが見えんということで質問をいたしております。お願いします。

○議長（牛嶋利三君）

平川総務課長。

○総務課長（平川貞雄君）

今、瀬口議員さんのほうから御指摘いただきましたとおり、これまでも、時間外勤務の縮

減に向けた取組については実施していくということで回答させていただいております。先ほど述べたような取組をやっておりますけれども、実際には縮減までには結びついていないという状況であるのは間違いございません。

現状では、時間外の縮減に向けたヒアリングの中で、各課と私ども全ての課とヒアリングを行って、事業の見直し、アウトソーシングできるやつはないのか、そういったところでいろいろ模索をしているところでございますけれども、言い訳的なところで、コロナの交付金に対する対応でありましたり、急遽どうしても対応せざるを得ない部分があるのも事実でございます。ただ、それはそれとして、やっぱり瀬口議員さんがいつも言っておられる職員の健康を守っていくということについては、こちらも本当に考えなければいけないというふうに思っておるところでございます。

今行っております取組を続けながら、さらに先ほど具体的な取組ということでしたけれども、どうやったら本当に変わっていくのかというの、今後、内部のほうで議論を進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

12番瀬口健君。

**○12番（瀬口 健君）**

立派な御回答でございますけれども、度々そういうふうなことを言ってきたっですたいね。それで少しぐらい下がるかなと思いはったんですけど、令和元年度の時間外勤務の時間、残業時間、約5万1,000時間、そして、令和4年度5万7,000時間、まだ令和5年度は終わってらんですけど、それも今さっきの話、35,000千円ぐらいの補正額、令和元年度から令和4年度で約6,000時間増えとっですたい。だから、今おっしゃられることはもう当然のことですけど、とにかく数字が物を言うんです。言葉じゃない、この数字が物語っとるわけです。もう本当9月も、先ほど課長が言われた健康が大事ですよというのはもう当然ですよ。また来年度、勸奨退職者が増えたらどげんしますかと。もう周りに本当に悪影響を及ぼすと。移住・定住の件についてもですよ、そういうふうなことです。

それから、市長も住民サービスと言われよっですけど、それを聞いたけん私も思い出しましたが、B&Gの、今もうテレビも取り上げられとる、新聞も取り上げられた。そうすると高齢者の施設、あたご苑とか、ああいうところのお湯、あそこに行かれる高齢者の方たちが、弁当食べてお茶どん飲もうごたっですたい。そういうふうな問題とか、住民サービスと言わ

ればちょっと私も思い出したので、もう付け加えて言いますけど、相当に今各至るところで住民サービスの低下がありよるわけですよ。こげんかつがほんなら影響を及ぼしとつかというふうにも考えられるわけですけどね。住民サービスの件をまた、いろいろ調べていきますが、とにかく本当にこれは絶対やっていってもらわんと、今言いました職員さんの健康の問題、それから、財政の問題もそげんでしょうが。それは一部お答えされておりますけどね。そこら辺、市長の口からここを具体的にどげんしていききたいという決意は何かなかですかね。あれば、先ほど言いましたように、こことこぼどげんかせにゃいかんと、そういうことははっきり持つておられんと成し遂げられんち思います。もうはっきり言うて、今どうい言葉が的確な言葉か知らんですけど、昔、季節臨時職員とか言いよったですたいね。そういう方たちを残業の多い期間には入れたほうがうんといいいじゃないですか。アウトソーシングの話も言いよんなはったわけですけど、そこら辺をやっていかんと、もう1億何千万円も時間外の費用として必要だということになれば当然考えにゃいかんちと思いますが、市長はいかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

お答え申し上げます。

令和元年度に比較して、令和4年度は6,000時間増えたということは、令和2年、令和3年の豪雨対策とか、それに付随して、コロナ禍によって本当に職員は遅くまで頑張っておりました。そういうのも含めて、私も見て、早く帰ってくださいという声かけも今までしてまいりましたし、朝の職朝、そして、帰りの終礼をすることによって、残業する人の把握、確認、そして、早く帰って健康維持のために、家庭サービスもしてほしいという意味も込めてそういう縮減にも努めてまいりました。ですが、なかなかそういう災害とかに関しまして、また、いろんな災害対策に関しての、また、コロナに対しての給付金等の配付事業等もありまして、様々な事業をやってきて残業時間が増えてきたというのは、私は非常に心苦しく思っている次第でございます。

ただ、みやま市の市民の皆さんたちが安全・安心に暮らせるためには、やはり市の職員の力添えなくして進めることはできないわけでございます。

その中で、今後の対策として、今、総務課長も申しあげましたけど、いろんな部署と打合

せ、話し合いをしながら、残業時間の縮減に向けて取り組んでまいりたいと思いますし、また、部署によっては、やはり人員の配置等で非常に残業の多い部署、また、そうでない部署もあるかもしれません。そういうところも含めて人員の配置とか機構的な部分も考えながら進めてまいりたいと思います。どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

12番瀬口健君。

○12番（瀬口 健君）

言われることは重々分かりますので、とにかくあとは職員の健康等、そういうのを重点的にいろんな策を講じていただきたいと。

毎年毎年議会から指摘をされたことが成し遂げられとらん、逆効果になつとるというようなことをまず指摘したいということなんですよ。それと職員の健康、市長がおっしゃったごと、職員が健康でなかなら何でんされんと、これはもちろんでございますので、十分今後もぜひとも実現するように。それももう来年度、この3月の予算がどげんなつとるか私は楽しみでございますので、この件が、へずられとるか、また、元どおりの予算化されるのかというのをしっかり見ていきたいと思っておりますので、どうぞ努力のほうをよろしく願います。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

通告による質疑は、中島議員、瀬口議員は終わりました。上津原博議員、そのようどうぞ。10番上津原博君。

○10番（上津原 博君）

さっきからと同じところで市長、あるいは副市長、あるいは教育長にお尋ねしたいというふうに思います。

これは補正予算が組まれております。補正予算を組むということになれば、事業があるという認識というふうに思います。

この間、ずっと当初予算等を含めても、私も何回か質疑をさせていただいておりますけれども、この補正予算を組むということであれば、事業がこのくらい増大するという事で適正な人員が本当にされているのかどうなのか、その認識をぜひともお聞かせ願いたいというふうに思います。適正人員が配置されていれば、こういった時間外勤務、先ほど大坪課長、

あるいは平川課長から報告があったように、緊急的な残業はあるというふうに思います。ただ、みやま市発足以来、今日まで恒常的な残業がかなり多くあったというふうに思いますので、その点を考慮しながら、本当に今現在の人員が適正なのかどうか、その認識をぜひともお聞かせ願いたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。（発言する者あり）

○議長（牛嶋利三君）

松嶋市長。

○市長（松嶋盛人君）

では、私のほうからお答えさせていただきます。

今、定員の適正化計画を策定中でございます。人事のほうともまた相談をしながら、先ほど言われた残業時間の多い部署、人員配置が適正かどうかということも含めて、今対策を考えておるところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（牛嶋利三君）

あと副市長、教育長ということですかね。（「副市長と教育長の認識がどうなのか」と呼ぶ者あり）よろしいですか。三重野副市長。

○副市長（三重野直美君）

人員配置につきましては、まず、その業務量といいますか、その業務を本当に市の職員が果たすべきかどうかということも含めて検討する必要があります。その事業が数か月しかない業務時間、通年でない場合がどうしても時間外対応でならざるを得ませんし、そういった部分はあるんですけれども、通年で職員に負担が生じているようであれば、まずはそこは市の職員が本当にやるべき業務なのか、総務課長のほうからも説明がありましたけれども、アウトソーシングができないのかといったところも含めて検討すべきだと思います。

ですので、今の業務に対して人員が適正かどうかというのは非常に申し上げにくいところがあるんですけれども、まずはその業務の精査を行う必要があると思っております。

○議長（牛嶋利三君）

待鳥教育長。

○教育長（待鳥博人君）

教育委員会でも、残業が多いところと、そうでもないところがございます。

それで、私も見よったら、やはり時期によって集中する部分もかなりございますので、そ



ういったところは、先ほど来出ておりますように、いろいろな知恵を出し合いながら、どうかしてその業務を分担していくというようなところもあるんじゃないかなど。

それから、年間を通して多いというところも確かにございます。そこについては、副市長が先ほど申しあげましたような手法もいいんじゃないかなというふうに思っているところです。

○議長（牛嶋利三君）

今、市長、副市長、教育長、三方からの答弁ということでいただいております。

ほかにこの超勤時間、いわゆる時間外勤務手当に対する質疑等ある方、挙手をお願いしたいと思います。ありますか。質疑ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

これで質疑を終わります。

議案第58号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第58号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

#### 日程第23 議案第59号

○議長（牛嶋利三君）

日程第23. 議案第59号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めてまいります。大坪財政課長お願いします。

○財政課長（大坪康春君）（登壇）

それでは、議案第59号 令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書は188ページからでございます。

188ページをお願いいたします。

令和5年度みやま市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,316千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,407,548千円といたし

ております。

まず、議案書193ページをお願いいたします。

歳入予算は6款1項1目、一般会計繰入金を減額し、次のページですが、194ページ、歳出予算でございます。1款1項1目の一般管理費の職員人件費につきまして、職員9名分の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第59号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第59号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

#### 日程第24 議案第60号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第24、議案第60号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明を求めます。引き続き、大坪財政課長お願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

それでは、議案第60号 令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書199ページからでございます。

199ページでございます。

令和5年度みやま市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ219千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ737,604千円といたしております。

それでは、まず204ページをお願いいたします。

歳入予算は、5款1項1目、事務費繰入金を減額し、次のページになります。歳出予算で  
ございます。205ページ。

1款1項1目、一般管理費の職員人件費につきまして、職員2名分の人事異動等による額  
を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し  
上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

それでは、これより質疑を行います。通告があっておりませんので、質疑なしと認めま  
す。これで質疑を終わります。

議案第60号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思  
います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（牛嶋利三君）**

御異議なしと認めます。よって、議案第60号は委員会付託を省略することと決定をいたし  
ました。

#### 日程第25 議案第61号

**○議長（牛嶋利三君）**

日程第25、議案第61号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に  
ついて、提案理由の説明を求めます。大坪財政課長お願いします。

**○財政課長（大坪康春君）（登壇）**

それでは、議案第61号 令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）に  
ついて、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書210ページからでございます。

210ページ、令和5年度みやま市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、介護保険  
事業勘定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ904千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞ  
れ5,116,525千円といたしております。

まず、215ページをお願いいたします。

歳入予算は、7款1項4目、その他一般会計繰入金を増額いたしております。

次に、216ページをお願いいたします。216ページからの歳出予算でございます。

1 款 1 項 1 目、一般管理費及び次のページになりますが、4 款 3 項 1 目、包括的支援事業費の職員人件費につきまして、職員合計17名の人事異動等による額を調整し、計上いたしております。

以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（牛嶋利三君）

それでは、これより質疑を行ってまいります。通告があっておりませんので、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議案第61号は、会議規則第37条第3項の規定によりまして、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、議案第61号は委員会付託を省略することと決定をいたしました。

お諮りをいたします。仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を議長に委任する件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることと決定をいたしました。

#### 追加日程第1 仮議長の選任を議長に委任する件

○議長（牛嶋利三君）

それでは、追加日程第1、仮議長の選任を議長に委任する件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第106条第3項の規定によりまして、仮議長の選任を議長に委任願いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、仮議長の選任を議長に委任することと決定をいたしました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれで散会いたします。

なお、次の本会議はあした、12月5日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後0時10分 散会